

名古屋市告示第466号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定介護機関の休止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同
法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに
永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成
6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の
2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護
機関から、次のとおり休止の届出がありました。

令和 7年 9月22日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 訪問介護

介 護 機 関 名	所 在 地	休 止 年 月 日
アースサポート名古屋西	名古屋市中村区鳥居西通 1丁目46番 地の 2	令和 7年 6月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課